

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号） 第32条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、及び同条第9項	要支援認定	介護保険課

- 1 審査基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第32条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項及び同条第9項に定めるところによる。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。